

## 2人の警察官の目で起こった殺人事件

2010年11月4日午前4時過ぎ頃、秋田市内で衝撃的な殺人事件が起こった。

秋田市内の自宅で就寝していた津谷裕貴弁護士（当時55歳）は、不法侵入した、かつて担当した離婚事件の相手方男性（当時66歳）に襲われて殺害された。衝撃は、殺害現場に2人の警察官が居合わせ、彼らの前で殺害行為が行われていたことだ。

侵入者に起こされた津谷弁護士はけん銃を突き付けられ、「殺す」と脅された。隣室で寝ていた津谷弁護士の妻（当時53歳）は隣室の異常に気づき、ひそかに秋田県警察本部の通信指令室に110番通報した（が、実は隣室の侵入者に聞こえていた）。対応した警察官は事件現場の住所や氏名を繰り返し聞き、妻を焦られ苛立たせた。

電話を切った妻は部屋を出ると、けん銃をつきつけられる危険に曝されながら、夫と二人で侵入者と対峙した。妻は侵入者を振り切って台所に駆け込み、勝手口の鍵を開け、警察官が入って来れるようにした。

妻は追ってきた侵入者にけん銃をつきつけられたが、けん銃を持つ侵入者の手をとっさに掴み上げ、夫も加勢して二人で、銃口を天井に向けて撃たれないようにした。

そこへ「大丈夫ですか」と言う場違いな言葉が聞こえた。大丈夫かどうかは一目瞭然だ。勝手口に背を向けて侵入者の手首を掴んで上にあげていた妻が振り向くと、勝手口からジャンパー姿の男が入って来ていた。私服の警察官だ。すぐ後ろにもう一人のジャンパー姿の男が見えた。これも私服の警察官だ。妻は、警察官が来てくれたと安心し、あとは警察官に任せるつもりで侵入者の手を離した。男たちは次々に靴を脱ぎ無言で上がり込んだ。

妻の110番通報を耳にしていた侵入者は、男たちが警察官だと気づいた。

津谷弁護士がすぐに警察官だと気づいたかどうかはわからない。

けん銃を持った侵入者の手を掴んだままだった津谷弁護士は、侵入者が廊下に移動するのに合わせて一緒に廊下に出た。妻の目の前を2人の警察官が相次いで通り過ぎて、廊下に出て行った2人を追った。台所に残った妻はすぐに警察官が侵入者を取り押さえ、津谷弁護士は無傷で台所に戻ってくると思った。

4人の男が廊下に行ってから数十秒間、だれも声を発せず物音もない静寂が続いた。夫が来ない。なぜだ。

不思議に思った妻は、廊下に出て左手側の玄関方向を見て驚いた。自分から数メートル先の廊下で、2人の警察官が夫の身体を両側から挟むようにして、夫の左右の手首当たりを掴んでL字に腕を上げさせ、夫が逃げられないようにして、ドアが開いた応接室入口のほぼ正面に並んで、ドアに向かって立っていた。夫の左手にはけん銃があった。一体この状態をど

れほど続けていたのか。応接室の中からは鋭利な刃物の刃先が廊下に向かって突き出ていた。その間、約2メートル。このままでは夫が刺される。警察官は一体何をしているんだ！

そのとき津谷弁護士が「俺じゃない、あっちだ」と警察官に訴えた。妻も「あっち、あっち」と言い、警察官が掴まえるべき相手は、凶器を持った応接室の中にいる男の方だと訴えた。2人の警察官は相変わらず無言のままだったが、取り押さえるべき相手はいま自分たちが腕を掴んでいる男ではなく、応接室のなかから凶器の刃先を向けている男だとはっきりわかったはずだ。警察官はすぐに夫の手を離し、夫は台所に駆け込んで来るに違いない。そう信じて、妻は廊下から台所へ引っ込んだ。

ところが、その後も静寂が続き、夫は台所に入って来ない。

不思議に思いながら妻は台所内で夫を待つこと数十秒。突然、ドドドドッという足音がしたかと思うと、3人の男が続けて、ひとり少し遅れて廊下を左手から右手方向に走った。

何ごとが起こったのかと、妻はすぐに廊下に出ると、4人の男たちが入って行った、廊下を挟んで斜め向かいの夫の寝室の様子を覗きに行った。部屋の中では仰向けになった侵入者をいちばん下に、その上に2人の警察官が覆いかぶさるように重なって倒れ込み、夫は入り口に立っている妻に背を向けるように立って右手で警察官の背中を押さえていた。

足元をみると、寝室入口手前に血痕が落ちていた。「だれか刺されたの？」と聞くと、「おれ」という小さい声が聞こえた。夫の声のようだったがはっきりしなかった。だれが怪我をしたにせよ救急車を呼んだほうがいい。そう思った妻は、携帯電話から119番に電話したがなぜか繋がらなかった。

妻が台所に戻ってまもなく、表情を失った夫が弱々しい足取りで入って来たかと思うと、妻の目の前で崩れるように倒れた。上着の胸の辺りが血で染まっていた。怪我をしていたのは津谷弁護士だった。しかも大怪我。妻はバスタオルで出血しているらしい胸の辺りを押さえたが、出血は止まらない。倒れた場所はすぐに血の海になった。夫に声を掛け続けたが、夫からは一言の返事もなかった。

間もなく到着した救急車で津谷弁護士は病院に搬送され、救急措置を受けたが、そのまま息を引き取った。

妻の疑問／夫の死はやむを得なかったのか？

夫と二人、50代の夫婦が抑え込んでいた侵入者を、身長180センチメートルを超える屈強な体格の若い男性警察官が2人もいて、どうして制圧できなかったのか。夫が2度も胸を刺されたとき、目の前で見ていた警察官は何をしていたのか。

夫が刺された場面だけを目撃していなかった妻は、どうしてもこのときの状況を知りたかった。

#### 事件後の秋田県警の態度

事件の経過は単純だった。妻はすぐに明快な回答が出ると思った。

2人の警察官は、津谷弁護士に通夜にも葬儀にも姿を現わさなかった。津谷弁護士宅で実況見分に来たときも、仏壇に線香をあげることはなかった。

県警本部長らは、議会答弁で、2人の警察官は津谷弁護士が刺される場面を目撃しなかったと説明した。県警の遺族への説明も同じだった。

警察捜査では、妻に対する事情聴取は、夫が殺害された直後に2時間ほどあっただけ。それも、2人の警察官が来るまでの経過までを聴かされただけで、その後について、「改めてうかがいます」と取調べ警察官に言われただけで、その後、1度の事情聴取もない。妻は、夫が2人の警察官に左右から両腕を掴まれていた場面を訴えたが、供述調書にはしてもらえなかった。

秋田県警がどういう捜査をしようとしていることは、はっきりしている。現場の警察官の落ち度を消してしまうこと。現場の警察官の落ち度で津谷弁護士が殺害されたという実態を覆い隠すことが、捜査の主要な目的になっていた。

#### 県警による検証

秋田の地元では連日のように事件が報じられ、12月27日、秋田県警本部は、検証結果（『秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果』）を公表した。

#### ※ 『秋田市泉北地内における男性弁護士被害持凶器殺人事件に対する秋田県警察の対応に関する検証結果』

これは、被害者側からの事情聴取を行っていない警察の一方的なまとめではあるが、のちに事件の全経過が明らかになると、実はかなり本質を突いた検討をしているものであることがわかった。

#### 刑事裁判

11月25日、平野大輔検事は、秋田地方裁判所に、侵入者を、住居侵入・殺人等で起訴した。

起訴状には、「(弁護士津谷裕貴) 方内において、・・・突き刺し」とだけ書かれていた。

裁判では、被告人となった侵入者は刺したときの状況を詳しく語らず、2人の警察官は目撃していないと証言し、妻は刺突場面以外の前後の目撃状況を証言させてもらえなかった。

2011年12月9日、秋田地裁(裁判長裁判官:馬場純夫、裁判官:新崎長俊、長谷川健太郎)で判決言い渡しがあった。

## ※ 判決文

懲役30年の実刑。

判決理由では、津谷弁護士が刺されたときの状況を次のように説明している。

「警察官2名が被害者方に駆けつけたものの、警察官らは、けん銃を被告人から取り上げて手にしていた被害者を犯人と取り違えて取り押さえた。ほどなく、警察官らは被害者を離したが、その隙に被告人は、応接室に置いていた本件刃物を手にし、両手で槍のように構えて廊下にいた被害者に向けて駆け寄った。被告人は、廊下の台所入り口付近から被害者寝室内部の入り口付近までの間において、被害者(当時55歳)に対し、殺意をもって、本件刃物(刃体の長さ約22センチメートル)を複数回突き出して、心臓の損傷を伴う深さ約12センチメートルの前胸左側部、及び、肋骨後面に達する深さ約19センチメートルの前胸左側下部の2か所の傷を生じさせ、・・・」

「被害者を犯人と取り違えて取り押さえた」とあるが、その後の国家賠償請求訴訟では、被告秋田県(秋田県警)はこれを否定している。

判決では、津谷弁護士が刺された場所について、「廊下の台所入り口付近から被害者寝室内部の入り口付近までの間」と事実認定しているが、台所内にいた妻は台所入り口付近から廊下面をずっと見ていた。そして男たちが左から右に走ったすぐ後に廊下に出ている。そうだとすると、判決が認定した場所では津谷弁護士は刺されていない。検察官が妻に目撃状況の証言をさせなかったことにより、津谷弁護士が刺された場所は修正されてしまった。

津谷弁護士が刺されたとき、2人の警察官が何をしていたかは明らかにされなかった。津谷弁護士の身体の2つの深い刺し傷が、警察官2人が全く気づかないうちに被告人によって実行されたとは到底考えられない。

犯人は有罪判決を受けたが、津谷弁護士が刺殺されなければならなかった経緯は明らかにならなかった。

警察も検察も真相を明らかにしようとしなかった結果だ。

その後、刑事裁判は、2012年9月25日に仙台高裁秋田支部判決（破棄差戻）、2014年4月22日に最高裁第三小法廷判決（高裁へ破棄差戻）、同年9月24日に仙台高裁判決（無期懲役）を経て、2016年4月19日に最高裁第一小法廷で上告棄却し確定した。

事実認定は一審の秋田地裁の判決が維持された。

そうなることは弁護士にとって最初からほぼ予想できることだった。

### 国家賠償請求訴訟

事件発生から3年経とうとしていた2013年10月29日、妻は子どもらと原告になり、秋田県（秋田県警）を被告とする、国家賠償請求訴訟を秋田地方裁判所に起こした。

### ※ 訴状

裁判では、①警察官らが津谷弁護士を助けなかったことの違法性と、②事件発生後の警察の対応が真相隠しであり、それが遺族の精神的苦痛を著しく高めたことの違法性を問題にした。

①では、警察官に津谷弁護士を救護する義務があったか、義務があったとした場合、救護義務違反があったかを問題にした。この義務違反を具体的に主張するなかで、2人の警察官の行動の異常さが明らかになっていくという計画だった。

②は、検察を巻き込んだ真相隠しであるだけに、警察、検察にふだんもたれかかって仕事をしている裁判官が警察に厳しい判断を下してくれる可能性は極めて低かった。だからと言って、黙っているわけにはいかなかった。

110番通報 ➡ 警察官の到着 ➡ 犯行（刺殺）

この間、7分以内！

通信指令室の2人の警察官（受理、指令）の対応の悪さ

それが現場に向かう警察官3人の緊張感をなくさせ

事件現場に入った2人の警察官の対応ミスで犯行が可能になった

原告側は、通信指令室の警察官のミスと現場の警察官のミスは一体だとして組織的過失の結果として津谷弁護士は刺殺されたと主張した。

被告県（秋田県警）の主張がすごい。

**警察官には個々の市民を守る法的義務はない！**

仮に義務があったとしても、過失はない。

通信指令室の警察官の対応は適切だったし、現場の警察官の対応は適切で、重大な結果が生じたのは予想困難でやむを得なかった。

「警察官には個々の市民を守る法的義務はない！」

警察が裁判でこういう主張をしてくること自体、“大事件”だ。

殺人事件は、110番通報で駆けつけた2人の警察官の目の前で起こったのだ。それでも、その警察官には被害者（津谷弁護士）を助ける法的義務がなかったのだと！

えっ、だったら、警察官はだれのために何のために事件現場に行ったのか？

県民の税金で運営されている県庁、県警が公開裁判で堂々とそういう主張をしたのだ。県民にとって日本国民にとって大事件なのに、新聞、テレビどこも、警察がこういう主張をしていることを報道しなかった。

2016年8月29日、証人尋問（S警部補、K 巡査部長）

2016年9月12日、証人尋問（押田茂實）、原告本人（妻）

2016年9月28日、証人尋問（T 巡査部長）、被告本人 S

2017年3月27日、証人尋問（原田宏二）

2017年5月31日、**最終準備書面（準備書面（15））**を裁判所に提出した。

2017年10月16日、秋田地裁（裁判長裁判官：齋藤顕、裁判官：藤田壮、柳澤諭）で判決言い渡しがあった。

## ※ **判決文**

齋藤顕裁判長が読み上げる判決主文は、「被告 S は、原告・・・にいくらいくらを支払え」で始まった。原告の訴状は「被告らは、原告・・・にいくらいくらを支払え」という文言だから、被告 S 以外の被告である秋田県（秋田県警）との関係では原告が負けたということだ。

だれもが現場の警察官に落ち度があったと考えるような事案であったにもかかわらず、秋田地裁は現場の警察官の過失を否定した。その理由の核になる部分が2つある。

1つは、警察官が現場に到着して津谷弁護士が刺されるまでの時間が「2分25秒」しかなかったのだからやむを得ないというものだ。判決はこのフレーズを繰り返してい

る。

もう1つが以下の内容だ。

「事後的に見ると、現場でのS警部補及びK巡査部長の対応の当否については検討の余地があるものといわざるを得ない。しかし、これはS警部補ら個々の警察官に起因するものではなく、本件検証結果が指摘するとおり、秋田県においては凶悪事件の発生が少なく、日頃から、本件のような突発的な事案に対応することができるだけの訓練や意識の涵養が十分でなかったことから、現場で適切に対応することができなかったことによるものと考えるのが相当である。」(71ページ)

凶悪事件の少ない秋田県では現場の警察官が適切に対応できなかったとしても仕方がないというのだ。

これらが警察を免責する、津谷弁護士を助けられなかったのは仕方がなかったとする理由になるだろうか。

何よりも驚いたのは、判決文では、事件現場にいた津谷弁護士の妻の目撃証言(津谷弁護士が2人の警察官に両腕を掴まえられていたときの状況)を一切検討していないことだ。津谷弁護士の「おれじゃない、あっちだ」、津谷弁護士の妻の「あっち、あっち」という声については認定しているが、それがどこでどのような状態の下で言われているかを認定していない。意図的としか言いようがない。

事件現場に臨場した2人の警察官の証人尋問でも、妻の110番通報を受けた通信指令室の警察官の証人尋問でも、証人たちの証言がしどろもどろだったり、明らかな矛盾を認めない態度だったり、ついには押し黙ったりという場面をいくらかでも見ていた、裁判官たちが書いた判決とはとても思えない、腰の引けぶりがひど過ぎる。

原告たちは、判決直後の記者会見で控訴することを明言した。

控訴審

2017年10月24日、仙台高等裁判所秋田支部に控訴した。

控訴審は、一審で主張立証を尽くしていることを前提に審理を行うので、たいていは、1回の口頭弁論期日だけで結審、第2回期日は判決言い渡しになる。同じことがこの裁判でも起こる可能性があった。その場合、一審判決の内容に問題があったとしても、一審原告の控訴を認めないとする控訴棄却判決になる。

そうならないようにするには、新たな主張立証が不可欠である。

控訴理由書には一審判決の批判だけでなく、一審判決を覆す新たな主張を書かなければならない。

その提出期限は控訴した日から50日が目安となっている。

弁護団は、2018年2月5日、控訴理由書を提出した。

#### ※ 控訴理由書

控訴理由書では、一審判決の問題点を網羅的に書き込んだ。

が、それだけでは気持ちが納まらない弁護団は、2018年5月25日、控訴理由書の補充として準備書面（1）を提出した。

#### ※ 準備書面（1）

この書面では、2つの問題を指摘した。

1つは、通信指令室の指令を受けた機捜6の警察官3人のうちで最も地位が上のS警部補が指揮官であるにもかかわらず、津谷弁護士宅に向かう途中も、津谷弁護士宅前に到着したときも、津谷弁護士宅内に立ち入ったのち津谷弁護士が侵入者に刺され、K巡査部長が侵入者を殺人未遂で現行犯逮捕するまでの間、ほとんど無言だったことだ。殺人事件が起ころうとしている現場に向かう警察官の指揮官がずっと無言。これでほかの2人の警察官はなにをどのようにすればいいのかわかるのか。事件現場に入ってもほとんど無言で、津谷弁護士や妻はどう振る舞えばいいかわかるのか。S警部補の無言は他の警察官にとっても津谷弁護士や妻にとっても混乱の原因、裏返せば、侵入者が犯行を実現する隙を与えた。

それだけではない。もう1つの問題。それは一審判決が「2分25秒」という短時間では津谷弁護士を救えなくてもやむを得なかったと結論づけたことについてだ。警察車両の機捜6が津谷弁護士宅前に到着し、S警部補が津谷弁護士宅の勝手口を開けたときから、K巡査部長が事件の顛末（津谷弁護士が刺された）を通信指令室に連絡するまでの時間が「2分25秒」なのだが、この間に警察官らが動いていたのは個人宅内というごく狭い範囲だった。被告県（秋田県警）の主張する警察官らの動きを区切って、その所用時間を推計し積算すると、100秒を超えるあまり時間が出た。これは警察官らが動いていない時間ということになる。警察官らは動かずに何をしていたのか。津谷弁護士の両腕を掴んで動けないようにしていた。推計だから100秒は長過ぎるとしても、60秒でも50秒でもそんな時間帯を作れば、侵入者は驚き、喜んで、このチャンスを

攻撃に使わない手はないと考えるのは当然だ。

「2分25秒」は短過ぎたどころか、異常に長い時間だったのだ。

弁護団は、準備書面（1）に続いて、5月28日、準備書面（2）を裁判所に提出した。

#### ※ 準備書面（2）

ここでは、現場にいた2人の警察官にとって侵入者の攻撃は予見できたし、回避することができたということの説明をしている。

これと併せて、現場の警察官の重大なミスは通信指令室のだらだらした、手抜きの仕事ぶりを反映したもので、全体として警察組織の過失ということもできるはずだ。

5月30日、高裁の第1回口頭弁論期日があった。

ここで、裁判長は、一審被告側に対して、一審原告の主張（控訴理由書）のうち、一審被告の主張する事実経過を前提にした警察官らの過失の主張について反論があれば、するように、と指摘した。

裁判長がこのように言った途端、高裁が一審原告が主張する事実経過（津谷弁護士の妻が目撃した事実）を前提とする警察官らの過失の判断をする気がないことがはっきりした。それと同時に、一審被告が主張する事実経過を前提とする警察官らの過失については判断する考えが示された。これにより、一審被告が十分な反論ができなければ、判決で警察官らの過失を認定する可能性が出て来た。

弁護団は、8月11日、準備書面（3）を裁判所に提出した。

#### ※ 準備書面（3）

地裁判決は、押田茂實・日大医学部名誉教授が行った、津谷弁護士の身体の創の位置と津谷弁護士が刺突されたときに着ていた衣類（シャツとジャージ）の割けた位置のズレの比較から津谷弁護士が刺されたときの体勢と、二人の警察官が津谷弁護士の腕を掴んでいた状況と、侵入者の刺突の体勢を推定した鑑定について全く検討することなく、他の態様もあり得たと切り捨てた。

そこで、控訴審では、押田名誉教授は、秋田県警が検討した刺突態様すべてについて、衣類を着ていた津谷弁護士の身体の創の位置と津谷弁護士が刺突されたときに着ていた衣類（シャツとジャージ）の裂けた位置のズレがどのようになるかを鑑定した。その結果、妻が目撃した状態（2人の警察官が津谷弁護士の両側に立ち、左右の腕をL字に

持ち上げていた)で左胸下を刺され、直後に、津谷弁護士が跪いたときにS警部補が掴んでいた左腕を離し、K 巡査部長が依然として右腕を掴んでいる状態で、左胸を斜め上から心臓に向けて刺したという体勢が、津谷弁護士の身体の創と衣類の裂けた位置のズレに最も合致することがわかった。

もう1つ重要な事実が判明した。

津谷弁護士の妻は、廊下に出て玄関方向を見たときに、2人の警察官に両手首を掴まれていた津谷弁護士が持ち上げられた左手にけん銃を持っていた、と事件発生直後から説明していた。他方、2人の警察官は、津谷弁護士は右手にけん銃を持っていたので、2人で津谷弁護士の右手首を掴んだ、左手首を掴んだことはないと説明していた。

妻の説明が事実であれば、2人の警察官は虚偽の説明をしていることになる。妻の説明が事実であれば、押田名誉教授が説明する体勢で津谷弁護士が刺された可能性が高くなる。裁判所にそのような事実認定をさせないために虚偽の説明をしている可能性がある。

津谷弁護士はK 巡査部長に手渡すまでけん銃を左手に持っていた。

なぜ、そのようなことが言えるのか。けん銃の鑑定書をみると、けん銃の握りの部分全体に津谷弁護士の血液が大量に付着している。これは津谷弁護士がけん銃を握ったときに付着したものだ。津谷弁護士の右手は怪我をしておらず、血がついていない。他方、左手は鋭利な刃物を掴んだときに刃物を引かれたらしく深く切れており、かなり出血していた。津谷弁護士が1回目に刺されたとき、S警部補が津谷弁護士の左手を離したことで、津谷弁護士は左手の自由を得た。左胸下を刺されていることからこれをさらに深く刺されないようにするために、左手に持っていたけん銃を下に落とし、咄嗟に凶器の刃を掴んだ。そこを侵入者が凶器を引いたために津谷弁護士は左手の内側を深く切った。

直後に侵入者が廊下を走って津谷弁護士の寝室に走り込むと、2人の警察官が相次いで侵入者を追いかけて、津谷弁護士は左脚元に落ちているけん銃を左手で持って3人のあとを追いかけた。寝室内で侵入者を抑え込んでいるK 巡査部長にけん銃を手渡した。

津谷弁護士の左手の創とけん銃の握り全体に津谷弁護士の血液が付着していることは、このような事実を物語っている。

弁護団は続けて、8月21日、準備書面(4)を提出した。

#### ※ 準備書面(4)

5月30日以降、一審被告側が裁判所に提出した準備書面は持論を展開しているだけで、5月30日に裁判長に指示された、一審原告の主張(控訴理由書)のうち、一審被告の主張する事実経過を前提にした警察官らの過失の主張について反論を行っていない

かった。準備書面ではこのことを指摘した。

一審被告県は、控訴審で驚くべき主張をした。津谷弁護士も妻も警察官が臨場するまでの間に逃げ出す機会も時間もあったのにそれをしなかったというのだ。妻は自分だけが助かろうと思えば、110番通報をただけで自室の窓から外へ逃げ出せば自分だけは助かった。津谷弁護士も、妻が侵入者に手首を掴まれ応接室に引き込まれようとしていたときに自分だけ勝手口から外に逃げ出せば、自分だけは助かった。津谷弁護士は一人でさっさと逃げないから殺害されたのだ、と開き直った。

一審被告県の主張は、津谷弁護士と妻のいずれかが殺害されてもやむを得なかったのだという、残酷な主張である。

原告団は、10月23日、準備書面（5）を提出した。

#### ※ 準備書面（5）

一審被告県が、一審被告の主張する事実経過を前提にした警察官らの過失の主張を再現実験して映像化してこれを証拠として提出し、準備書面で説明（解説）した。再現実験したところ、廊下で津谷弁護士を掴まえていた2人の警察官は、津谷弁護士の手を離してからたったの3秒で津谷弁護士を助けることができたことが明らかになった。

これに対する一審被告県の反論はなかった。

2019年2月13日、仙台高等裁判所秋田支部（裁判長裁判官：山本剛史、裁判官：藤原典子、馬場嘉郎）で判決言い渡しがあった。

#### ※ 判決文

山本裁判長は冒頭、「第1審原告らの控訴に基づき、原判決主第7項を次のとおり変更する。」と言い、続けて、「第1審被告県は、第1審原告Aに対し」と判決文を読み上げ始めた。以下を聞くまでもなく、高裁は一審判決を覆して一審原告側を勝たせる判決内容に変えた。

となると、警察官の過失を認定したということだ。一審被告が主張してきた事実経過を前提にした上でだ。

「S警察官が第1審被告Sを侵入者であると識別した上、津谷弁護士に加勢し、第1審被告Sを取り押さえようとしていれば、第1審被告Sを制圧して逮捕することができ、津谷弁護士殺害の結果を回避、防止できた相当高度の蓋然

性が認められる。」

「警察官兩名としては、一方が第1審被告Sを追跡等するにしても、他方が津谷弁護士及び第1審原告Aを台所に入らせた上で、その入口で待機警戒したり、台所勝手口を通じて機捜6内まで誘導したりすることによって安全な場所に誘導していれば、津谷弁護士が殺害される事態とはならなかったことは確実である。」

「警察官兩名がどの人物が侵入者であるかを認識してから第1審被告Sが本件刃物を携えて応接室から飛び出してくるまでの間に、ごく短時間であるにせよS警察官が第1審被告Sの行方を追って台所入口付近の廊下から応接室入口付近の廊下に移る程度の暇はあったのであるから、即座に台所入口付近の廊下にいた津谷弁護士に対して避難を指示、誘導するなどしていれば、上記同様、台所又は機捜6内に避難させることができ、津谷弁護士が本件刃物を持った第1審被告Sと直接対峙する事態を避けることは十分に可能であったと認められる。」

津谷弁護士を助けることができるチャンスは幾度もあった言い、

「110番通報を受けて国民の法益保護、犯罪の予防等のための警察活動を責務とする警察官としては、被疑者の逮捕よりも国民の生命身体の保護を優先すべきことは明らかであるところ、侵入者が玄関方向に向かったことを知るS警察官においては、本件けん銃を準備して所持していた侵入者が他の凶器も所持している可能性を視野に入れつつ、何よりも優先して津谷弁護士及び第1審原告Aの安全を確保するための対応を執ることが求められるというべきであって、津谷弁護士らに対して避難を指示、誘導するなどして台所又は機捜6内に避難させる必要があったと認められる。」

被害者の保護を何よりも優先すべきだと指摘し、

「警察官兩名が臨場した時点では、津谷弁護士は第1審被告Sから本件けん銃を取り上げて右手に握持していたのであり、本件刃物を持っていなかった第1審被告Sによって殺害される危険性は一時的に相当程度低減していた。津谷弁護士は、第1審被告Sとのみ合いさえ振り切れば、第1審原告Aと共に屋外に逃走することも可能であったと考えられる。しかし、S警察官が津谷弁護士から本件けん銃を取り上げるため同弁護士を制圧しようとしたことから第1審被告Sに廊下から離れることを許し、本件刃物を持ち出す機会を与えることになった。加えて、津谷弁護士及び第1審原告Aの発言で侵入者がどの人物であるかを認識した後も、責務の優先関係について判断を誤って津谷弁護士らを避難させず、第1審被告Sの行方を探しに行ったために本件刃物を携えた第1審被告Sと津谷弁護士とが直接対峙する事態を招いた。してみると、警察官兩名の臨場時においては、津谷弁護士に対する生命身体の危険が一時的に低減した

状況であったのに、警察官兩名の対応によりその危険を増加させて津谷弁護士殺害という結果発生に至ったのであって、警察官兩名の臨場後の対応は客観的にみて失態を重ねて最悪の事態を招いたものと評価せざるを得ない。」

津谷弁護士の死は回避できることが明らかだったという。

高裁判決でも、通信指令室の職務態度は問題なしとされ、事件発生後の被害者対応や真相を隠ぺいした捜査などについての違法性は認定しなかった。しかし、これらに何の問題もなかったと言えるだろうか。

高裁では警察官の問題点は指摘したが、警察組織の問題点は軽くスルーした。

一審原告は、高裁判決言い渡し日に上告しないことを決めた。

秋田県知事は、上告することを躊躇していたらしく、上告するか否かの発表をなかなかしなかった。記者の取材に「警察庁の意向を尊重するのが一般的」と答え、上告するか否かは警察庁が判断していることがわかった。県知事としては気が進まなかったにちがいない。

上告期間（14日間）の前日、13日目の2019年2月26日、一審被告県は最高裁に上告・上告受理申立をした。事件は第一小法廷に係属することになった。

一審被告県の上告理由書、上告受理申立理由書に対して、一審原告側はそれぞれに対して以下の答弁書を作成し、最高裁に提出した。

※ 上告理由書に対する答弁書

※ 上告受理申立理由に対する答弁書

一審（地裁）、二審（高裁）とちがって、最高裁の口頭弁論期日は、高裁判決を覆すときしか開かれない。そのときは事前に最高裁事務局から代理人弁護士に日程調整の電話が掛かってくる。最高裁の判断は、上告棄却、上告受理申立不受理という結論になる事件が圧倒的多数だが、その判断が下されるまでの期間が全くわからない。1年か2年かもっとかかるか。裁判はいつどんな形で終わるかわからなくなった・・・

しかし、不安を打ち消すように、年末、2019年12月20日、早めのクリスマスプレゼントが最高裁から弁護団事務所に届いた。同月19日付で、最高裁第一小法廷（裁判長裁判官：小池 裕、裁判官：池上政幸、木澤克之、山口 厚、深山卓也）は、秋田県の上告を棄却、上告受理申立を受理しない決定を出したというものだった。事件発生から9年、国賠訴訟提起から6年が経過した。